

第 1 号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当) 第2条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第2条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第 2 条 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当) 第2条 略	(期末手当) 第2条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
--	--

（上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗

じて得た額とする。

じて得た額とする。

第 4 条 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条及び第3条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 この条例による改正前の規定に基づいて管理者、副管理者及び議会の議員に支払われた令和5年12月期の期末手当は、新条例の規定による

令和 5 年 1 2 月期の期末手当の内払とみなす。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。